

## 心神喪失者等医療観察法とソーシャルワークとの親和的性質について

- 心神喪失者等医療観察法における「生活支援」に内包する両義性を

ソーシャルワーカーが肯定するに至った経緯の分析を通して -

名古屋市立大学 樋澤 吉彦（会員番号 003742）

キーワード 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療および観察等に関する法律

社会復帰調整官 精神保健参与員

### 1. 研究目的

本研究は、重大な他害行為を行ったいわゆる「触法精神障害者」に対して「同様の行為の再発防止を図り、もってその社会復帰を促進する」ための審判による強制医療の手続きを定めた「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（2003（平成15）年7月成立、2005（平成17）年7月施行。以下、医療観察法または本法と略す）と、本法を駆動させる重要な担い手の一人となったソーシャルワーカー（本研究では主に精神保健福祉士およびその職能団体である日本精神保健福祉士協会を想定している。以下、前者をPSW、後者をPSW協会と略す）との親和的性質を提示することを目的としている。

### 2. 研究の視点および方法

医療観察法は、2001（平成13）年6月8日に発生した大阪教育大学附属池田小学校児童等無差別殺傷事件（以下、「事件」と略す）をその成立を「加速」させた契機として捉えることができる。しかし本法が保安処分であるか否かについての種々の議論はあるものの、100年近く幾度となく検討されながらも制度化までは至らなかった事実上の保安処分制度が、約2年という短期間の検討・審議で成立した最大の理由は、その強制処遇の要件を「再び対象行為を行うことなく社会に復帰するための医療の必要性（社会復帰のための医療の必要性）、すなわち「社会復帰」を前面に押し出した点に求めることができると考える。

医療観察法における強制処遇は、具体的には、疾病性、治療可能性、そして社会復帰（阻害）要因の3点が対象者本人に一定基準以上存在することが審判で認められた場合に医療観察法の処遇が開始される。PSW協会は、再び対象行為を行うことを防止することは、対象者本人の利益（すなわち、対象行為（重大犯罪）を起こさないで生活を継続するという消極的な利益）のためであり、社会の側の利益（対象者が再び対象行為を起こさないよう入院処遇を含めた対象者に対する再犯防止措置による地域社会の安全の確保という積極的な利益）はいわば「反射的利益」に過ぎないという主張をもとに、PSWは先述の3要因のうちの社会復帰（阻害）要因の除去もしくは変換を担う最適な専門職であるとして、本法の検討当初の段階から医療観察法への積極的関与のための働きかけを戦略的に行った。

結果として PSW は本法において保護観察所に配置される「社会復帰調整官」および「精神保健参与員」という2つの役割を主に担うこととなった。社会復帰（阻害）要因の除去もしくは変換はソーシャルワークの文脈で換言すれば「生活支援」である。「生活支援」はソーシャルワークにおける主要な役割であり、PSW 協会のとった戦略も自らの専門性を愚直に推し進めるために必然的な方策であったとも言える。

しかしながら本法成立過程における PSW 協会の戦略は、医療観察法成立に邁進していた側にとって、その検討当初より本法につきまっていた保安処分的性格の濃度を薄めるための有効且つ都合のよい戦術として援用されたとも考えられる。

本研究では以上の視点を土台として、医療観察法制定までの経緯を概観したうえで、「事件」以後 PSW 協会が発表した6つの声明等の内容分析、本法において主に PSW が担うことになった「社会復帰調整官」および「精神保健参与員」業務の性質に関する論考分析を通して、本法と PSW との親和性を明らかにする。

### 3．倫理的配慮

本研究は文献研究となる。そのため特に「日本社会福祉学会研究倫理指針第2指針内容A」を遵守している。なお、本研究の引用文献・資料については本原稿分も含めて、紙幅の関係上すべて当日配布資料に記載する。

### 4．研究結果

本研究では、主に以下の事項が明らかとなった。

医療観察法に対する PSW 協会の議論の焦点が、本法の「目的」から「機能」へと変化している。

社会復帰調整官の主要業務である「精神保健観察」とは、本法対象者の「再び対象行為を行うおそれ」の「具体的・現実的な可能性」の除去にあり、それがすなわち本法における「生活支援」と位置付けられる。

「研究目的」でのべたように、PSW 協会は本法における強制処遇に内包する「社会防衛」的性質を消極的に肯定している。

PSW は今後、本法対象者に対する処遇のみならず、その可否の判断の領域にまでその職務を拡大する可能性があり、また PSW 協会もその意思を示している。PSW の司法分野への職域拡大の状況は、もはや対象者本人の利益という積極的利益をもって、社会の安全という消極的利益をも肯定するという利益の相殺の根拠を希薄にさせるほどに、本法と PSW との親和性の濃度が強まっている。

本研究の詳細は、当日配布資料にて報告を行う。